

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 県議会の議員その他の非常勤の職員
の公務災害に係る年金たる補償
及び休業補償の補償基礎額の限度
額を定める規程の一部を改正する
規程 四四
- 土地改良区の定款の変更を認可し
た件 四四
- 県営土地改良事業計画を変更した
件 四四
- 一般競争入札を行う件 四五
- 福島県公安委員会
福島県公安委員会 四五
- 福島県道路交通規則の一部を改正
する規則 四六
- 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に
より医師を指定した件 四六
- 福島県警察本部
福島県警察本部 四六
- 一般競争入札を行う件 四七

告 示

福島県告示第四百十六号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年六月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

県議会の議員その他の非常勤の職員
の公務災害に係る年金たる補償及び休
業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程(平成二年福島県告示第千三百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、四一四円」を「四、一三七円」に、「一三、五一一元」を「一三、三七九円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「四、九六七円」を「五、〇一九円」に、「一三、五一一元」を「一三、三七九円」に改め、同表二十五

歳以上三十歳未満の項中「五、八二七円」を「五、八五一円」に、「一三、七二一元」を「一三、五九九円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、五〇〇円」を「六、五〇四円」に、「一六、三九二元」を「一六、五四九円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「七、〇〇六円」を「六、九二〇円」に、「二〇、〇七二元」を「一九、七〇三元」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、二七三元」を「七、二一七円」に、「二二、六四六円」を「二二、一四一元」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、〇三五円」を「七、〇九二元」に、「二四、一五七円」を「二四、五八一円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、五六九円」を「六、六〇〇円」に、「二四、三八〇円」を「二四、八三六円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「五、九一二円」を「五、九六七円」に、「二三、八九二元」を「二三、四一一円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、五五〇円」を「四、六五〇円」に、「二一、一一〇円」を「二〇、七五六円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「四、〇九〇円」を「四、〇六〇円」に、「一四、三三三元」を「一五、二三〇円」に改め、同表七十歳以上の項中「四、〇九〇円」を「四、〇六〇円」に、「一三、五一一元」を「一三、三七九円」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程(本則の表三十歳以上三十五歳未満の項中「一六、三九二元」を「一六、五四九円」に改める部分、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「二二、六四六円」を「二三、一四一元」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「二四、一五七円」を「二四、五八一円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二四、三八〇円」を「二四、八三六円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一四、三五三元」を「一五、二三〇円」に改める部分に限る。)による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

(職員業務課福利厚生室)

福島県告示第四百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、只見町土地改良区から平成二十一年六月九日付けで申請のあった定款の変更について、同月十六日認可した。

平成二十一年六月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、熊倉地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年六月二十四日から
同 年七月十三日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

西白河郡西郷村役場

（農村計画課）

公 告

公告第三百五十七号

事業執行管理システム基本設計業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 事業執行管理システム基本設計業務 一式

2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成二十一年一月二十九日（金）まで

4 履行場所 福島県土木部企画技術総室土木企画課（福島県福島市杉妻町二番十六号）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てが

なされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 国又は他の地方公共団体からの発注を受け、WEB方式を用いた公共事業の執行管理を担う情報システムを設計し、又は開発し、及びオペレーションシステムに依存しない言語を用いて構築した工事管理システムを納入した実績があること。

5 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七條第一項に規定する情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験に合格した者を当該業務に配置できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十一年六月二十三日（火）から同年七月二日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで

2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県土木部土木総室土木総務課
電話〇二四―五二―一七四五

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年七月二日（木）午後五時三十分までに2に掲げる場所に必着とする。

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項第一号又は第二号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札に参加を希望する者に要求される事項

開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
八 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(土木総務課)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月23日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第9号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア(ウ)中「6歳未満の者」を「幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）」に改め、同号ア(ウ)中「自転車」の次に「（二以上の幼児用座席を設けているものを除く。）」を加え、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ア(ウ)中「第48条の8第2項」を「第48条の14第2項」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ア(イ)中「場合」の次に「(イ)に該当する場合を除く。」を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

- (イ) 16歳以上の者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車）をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

第11条第2号中「**足載**」を削り、同条第3号を次のように改める。
(3) 傘をさし、物を担ぎ、物を手に持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車、又は自転車を運転しないこと。

第11条第10号を同条第12号とし、同条第9号中「大型自動車」の次に「**中型自動車**」を加え、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 高音量でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽を聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。

第11条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 自転車等を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

第11条に次の1号を加える。

- (3) 自動車を運転する場合において、法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に法第71条の6第1項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車（当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないうこととなるときは進路を変更しないこと。

第29条の2中「施行規則第20条第2項（第1号に該当するときに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(交通企画課)

福島県公安委員会告示第333号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の2及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則（平成21年福島県公安委員会規則第6号）第1条の規定により、次のとおり医師を指定した。

平成21年6月23日

福島県公安委員長 松 本 忠 清
1 指定した医師の氏名、その者が勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

医師の氏名	病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
矢部 博興	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第2号の政令で定める病氣（銃砲刀剣

寺山 賢次	医療法人一陽会病院	福島県福島市八島町15番27号	類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に掲げる病気を除く。）にかかつている者並びに同法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者
丹羽 真一	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	鉄砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に掲げる病気ににかかつている者
小野 常夫	メンタルクリニック 小野内科・心療科	福島県郡山市大町二丁目115番2号	
小林 直人	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者
片山 宗一	財団法人脳神経疾患 研究所附属総合南東北病院	福島県郡山市八山田七丁目115番地	

- 2 指定年月日
平成21年6月16日

（生活環境課）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第35号

街頭犯罪等抑止活動業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年6月23日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 街頭犯罪等抑止活動業務 一式
(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間 平成21年8月1日から平成22年3月31日まで

- (4) 履行場所 仕様書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

- (3) 福島県内に事業所を有する者であること。

- (4) 入札説明書に定める会計関係帳簿及び労働関係帳簿を整備している者であること。

- (5) この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年6月30日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

- 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年6月25日（木）午前10時 福島県警察本部会計課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年7月7日（火）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

- (4) その他 郵便による入札は、認めない。

- 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 7 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100

- 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)